

一般社団法人三条市スポーツ協会 表彰・推薦規定

(目的)

- 第1条 一般社団法人三条市スポーツ協会定款第4条第8項の事業遂行のため、スポーツ功労者及び優秀指導者並びに優秀スポーツ選手に対し、栄章を贈りその名誉を表彰するために本規定を定める。
- 第2条 スポーツ協会役員として長年ご尽力頂いた方へ感謝状贈呈するために本規定を定める。
- 第3条 上部団体・行政組織への表彰推薦するために本規定を定める。

(種類と区分)

- 第4条 一般社団法人三条市スポーツ協会より贈与する栄章は、次の通りとする。
- 1 スポーツ功労者賞 本市スポーツ界に功労のあった者に贈与する。
 - 2 優秀指導者賞 指導者として優秀な個人又はチームを育成した優秀な者に贈与する。
 - 3 スポーツ選手賞 一般・学生・生徒で競技者として活躍した者。
 - ・スポーツ栄誉賞
 - ・最優秀特別スポーツ選手賞
 - ・最優秀スポーツ選手賞
 - ・優秀スポーツ選手賞
 - ・奨励スポーツ選手賞
 - 4 感謝状 長年に渡りスポーツ協会役員として尽力した者

(対象・候補者推薦方法)

- 第5条 各表彰対象と候補者推薦方法は、次の通りとする。ただし、特別な事由があると認められた場合は、この限りではない。
- 1 各表彰候補者は、住所若しくは勤務地を三条市に有する者、あるいは三条市に通学している者とし、加盟団体長若しくは所属学校長名において押印の上、推薦する事。また、本規定に定めるスポーツ選手とは、該当する大会の「出場選手登録をされている者」あるいは「出場選手登録をされた団体(チーム)」をいう。
 - 2 加盟団体長・学校長は、経歴書・推薦理由を添えて指定された期日までに推薦すること。
 - 3 小中高校生の表彰は、前年12月1日～11月末日までを対象とし、それ以外(一般)の表彰は、授与式の前年度を対象とする。
 - 4 感謝状は、対象者役職退任後、贈呈するものとする。

(表彰の決定)

- 第6条 各表彰の決定方法は、次の通りとする。
- 1 選考会(=式典委員会)において被表彰候補者として決定し、理事会にて正式に表彰者として承認する。

(スポーツ功労者賞)

- 第7条 スポーツ功労者賞候補者は以下のとおり定める。年齢は満60歳以上とする。ただし、特別の功労があり選考会が適当と認めた場合はこの限りではない。また、各加盟競技団体に1人を限度とする。過去受賞歴のあるものは対象外とする。
- 1 10年(5期)以上に亘りスポーツ協会運営に対して功績のある者。本規定第14条第1項と同様の対象者とする
 - 2 同一種目・同一団体にて、幹部として10年以上、その種目・団体の発展・振興に功績のあった者。
 - 3 25年以上に亘り、地域スポーツ・ジュニアスポーツ育成に貢献した者。

(優秀指導者賞)

第8条 優秀指導者賞候補者は以下のとおり定める。ただし、選考会が適当と認めた場合はこの限りではない。

- 1 同一種目の指導者として、競技者を全国大会にて優秀な成績をとらせた者。ただし、対象大会に監督・コーチとして登録されているものに限る。
- 2 同一種目の指導者として、優秀競技者の発掘及び育成に尽力し、現在も指導者として活躍している者。

(各種スポーツ選手賞)

第9条 スポーツ栄誉賞候補者は以下のとおり定める。

- 1 オリンピック・パラリンピックに出場した者。
- 2 種目別世界選手権において出場した者。
- 3 その他、選考会が妥当であると認めた大会に出場した者・成績を残した者

第10条 最優秀特別スポーツ選手賞候補者は以下のとおり定める。

- 1 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会にて優勝した者。
- 2 各種目中央団体が主催する日本選手権(当該競技団体の最高峰の大会)で優勝した者
- 3 中学校・高等学校(全国高等学校定時制・通信制体育大会は除く)及び大学体育連盟が主催する全国大会で優勝した者。
- 4 その他、選考会が妥当であると認めた大会に出場した者・成績を残した者。

第11条 最優秀スポーツ選手賞候補者は以下のとおり定める。

- 1 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会にて入賞した者。
- 2 各種目中央団体が主催する日本選手権(当該競技団体の最高峰の大会)で入賞した者。
- 3 中学校・高等学校(全国高等学校定時制・通信制体育大会は除く)及び大学体育連盟が主催する全国大会で入賞した者。
- 4 その他、選考会が妥当であると認めた大会に出場した者・成績を残した者。
※入賞の基準については、対象大会の表彰規定による。

第12条 優秀スポーツ選手賞候補者は以下のとおり定める。

- 1 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に出場した者。
- 2 各種目中央団体が主催する日本選手権(当該競技団体の最高峰の大会)で出場した者。
- 3 中学校・高等学校(全国高等学校定時制・通信制体育大会は除く)及び大学体育連盟が主催する全国大会で出場した者。
- 4 北信越ブロック・その他ブロック大会において、優勝した者。
(都道府県競技団体・都道府県高等学校体育連盟・都道府県中学校体育連盟が主催する大会)
- 5 県大会に優勝した者。
(県競技団体・県高等学校体育連盟・県中学校体育連盟が主催する大会)
- 6 その他、選考会が妥当であると認めた大会に出場した者・成績を残した者。

第13条 奨励スポーツ賞候補者は以下のとおり定める。

- 1 県大会3位以上の者
(県競技団体・県高等学校体育連盟・県中学校体育連盟が主催する大会)
- 2 北信越ブロック大会もしくはその他ブロック大会出場した者。
(都道府県競技団体・都道府県高等学校体育連盟・都道府県中学校体育連盟が主催する大会)
- 3 中央団体が主催する全国大会に出場した者。
(各スポーツ賞における日本選手権以外の全国規模の大会)
- 4 その他、選考会が妥当であると認めた大会に出場した者・成績を残した者。

(感謝状)

第14条 感謝状はいずれかに該当するものとする。ただし、選考会にて、相応しいと認められた者はその限りではない。

- 1 本会役員として10年(5期)以上在任し、その間積極的に協会運営に参画し、本会発展のため貢献したものの。対象は以下の役職を務め、退任した者とする。
 - ・平成17年度～平成27年度 会長・副会長・相談役理事・理事長・副理事長
 - ・平成28年度以降 理事

(表彰の内容)

第15条 表彰等の方法は、次のとおりとする。

- 1 スポーツ功労者賞 名入り功労記念メダル及び表彰状(額装)
- 2 優秀指導者賞 表彰状(額装)
- 3 スポーツ選手賞
 - ・スポーツ栄誉賞 名入り記念メダル及び表彰状(額装)
 - ・最優秀特別スポーツ選手賞 表彰状(額装)
 - ・最優秀スポーツ選手賞 表彰状(額装)
 - ・優秀スポーツ選手賞 表彰状(額装)
 - ・奨励スポーツ選手賞 表彰状
- 4 感謝状 感謝状及び記念品を贈呈する。

(表彰の期日)

第16条 表彰日程は、特別な事情があるときを除き、理事会において決定する。

(上部団体・行政組織への推薦)

第17条 上部団体・行政組織などへの表彰推薦については、次のとおりとする。

- 1 本会表彰規定に定める「スポーツ功労者賞」「スポーツ栄誉賞」「最優秀特別スポーツ選手賞」「最優秀スポーツ選手賞」を受賞した者を対象とし、推薦対象の表彰規定に合致した者を推薦する。

附 則

この規定は平成28年4月1日より施行する。

この規定は平成30年4月1日より施行する。